Amundi
ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2018年5月26日

アムンディ・欧州セレクティブ・リート・ファンド
（毎月決算型）／（年2回決算型）

追加型投信／海外／不動産投信

●本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「アムンディ・欧州セレクティブ・リート・ファンド（毎月決算型）」および「アムンディ・欧州セレクティブ・リート・ファンド（年2回決算型）」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2018年5月25日に関東財務局長に提出しており、2018年5月26日にその届出の効力が生じております。

●ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

●投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

●ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

■ファンドの商品分類および属性区分

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月決算型	追加型	海外	不動産投信	その他資産（投資信託証券（不動産投信））	年12回（毎月）	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし
年2回決算型					年2回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

■委託会社　［ファンドの運用の指図を行う者］
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第350号
設　立　年　月　日：1971年11月22日
資　　本　　金：12億円（2018年3月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
2兆4,973億円（2018年2月末現在）

■受託会社　［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
株式会社りそな銀行
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

■<ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン　0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス　：　http://www.amundi.co.jp

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

■ファンド名称について

正式名称のほかに、略称等で記載する場合があります。

正式名称	略称等
アムンディ・欧州セレクティブ・リート・ファンド（毎月決算型）	毎月決算型
アムンディ・欧州セレクティブ・リート・ファンド（年2回決算型）	年2回決算型

上記を総称して「アムンディ・欧州セレクティブ・リート・ファンド」または「当ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。

ファンドの目的

当ファンドは、インカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 当ファンドは、欧州主要国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（リート）を実質的な主要投資対象とします。

＊不動産投資信託証券を、以下「リート」といいます。
＊実質的に不動産関連株式等にも投資します。

●欧州のリートを主要投資対象とする円建の外国籍投資信託「アムンディ・インターインベスト-リート・欧州（ユーロ、I4シェアクラス）」と、円建の国内籍投資信託「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式※で運用します。

※ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。投資信託証券を、以下「投資信託」と記載します。

●欧州のリートの運用は、アムンディ アセットマネジメントが行います。

●「アムンディ・インターインベスト-リート・欧州（ユーロ、I4シェアクラス）」は、ユーロ建以外の資産に投資する場合、原則として対ユーロで為替取引を行います。

■不動産投資信託証券（リート）（REIT: Real Estate Investment Trust）とは

不動産を主な投資対象とする投資信託あるいは投資法人の総称です。賃貸オフィスビルや賃貸マンションなど安定した収益を生んでいる不動産を取得し、その賃貸収入や売却により生じた収益から不動産の維持・管理費用や支払金利を差し引いた利益を投資家に分配します。

■リートの仕組み

【イメージ図】

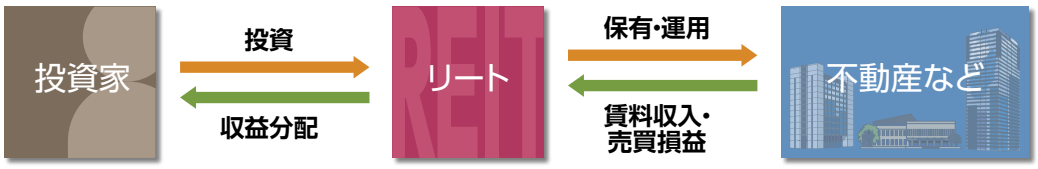

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

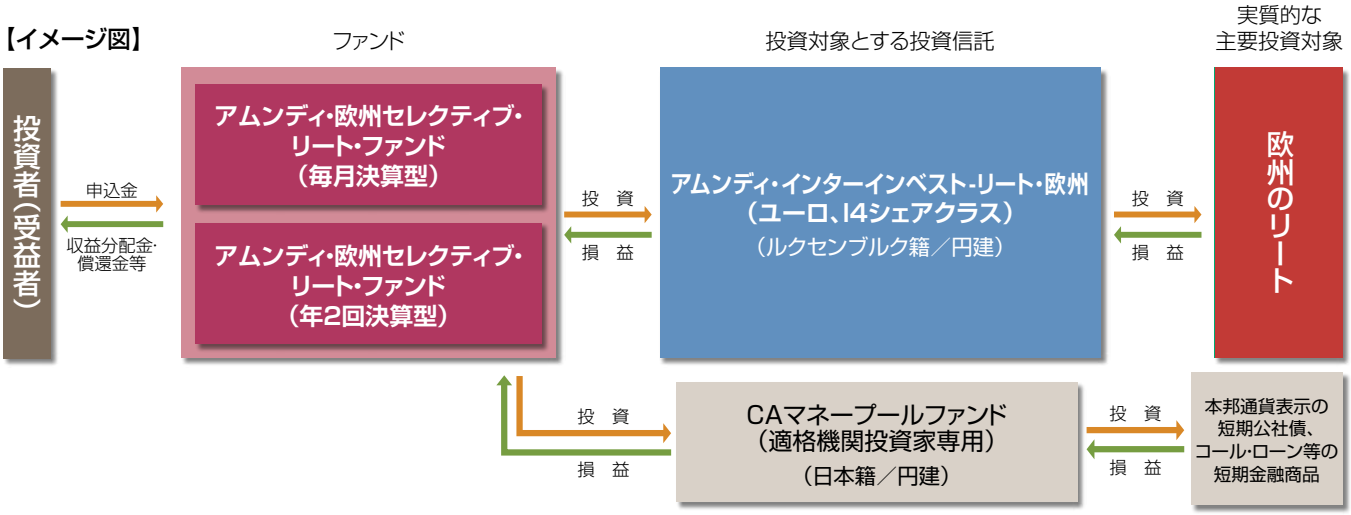

*各ファンドの「アムンディ・インターインベスト・リート・欧州」への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

2 「毎月決算型」と「年2回決算型」があります。

- 「毎月決算型」は、毎決算時（原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- 「年2回決算型」は、毎決算時（原則として毎年2月および8月の25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔収益分配金に関する留意事項〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

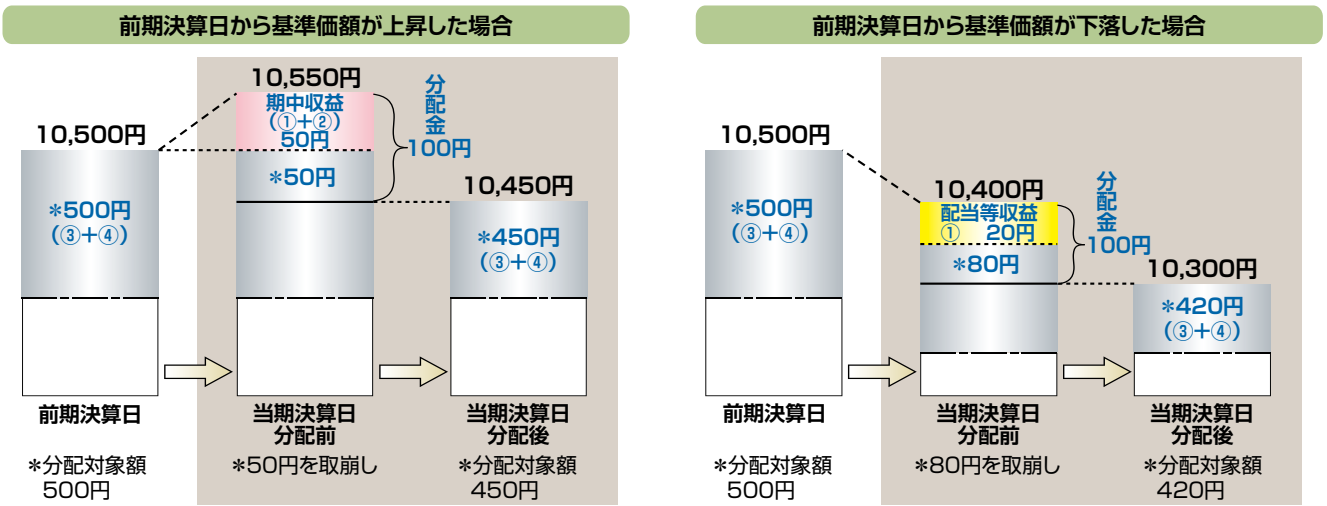

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

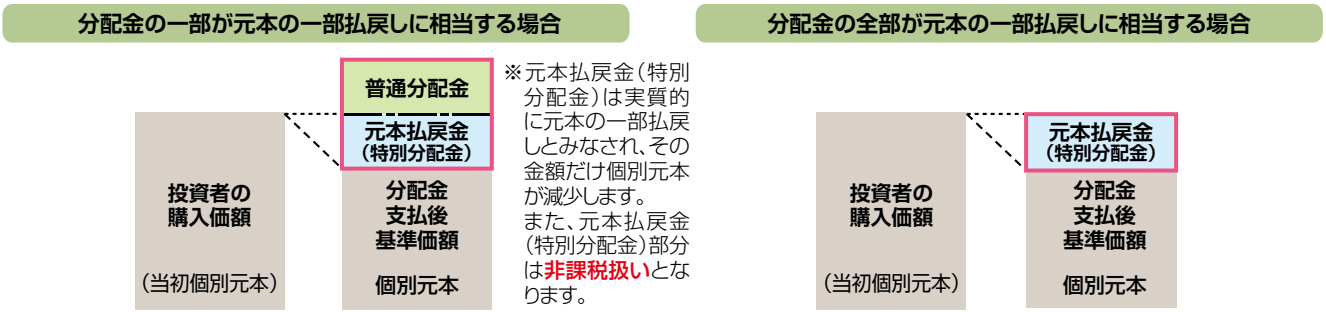

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続･手数料等」の「ファンドの費用･税金」をご参照ください。

主な投資制限

●投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
●株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
●同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

外国籍投資信託

ファンド名	アムンディ・インターインベスト-リート・欧州（ユーロ、I4シェアクラス）
ファンドの形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託（円建）
ファンドの特色	欧州の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
投資方針	1）投資対象 ①欧州の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 ②外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。 2）投資態度 ①欧州の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。その他、不動産関連株式にも投資します。 ②原則として、ユーロ建以外の資産に投資する場合、対ユーロで為替取引を行います。 ③アムンディ・インターインベスト-リート・欧州（ユーロ、I4シェアクラス）は、実質的にユーロ建資産を保有します。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
運用プロセス	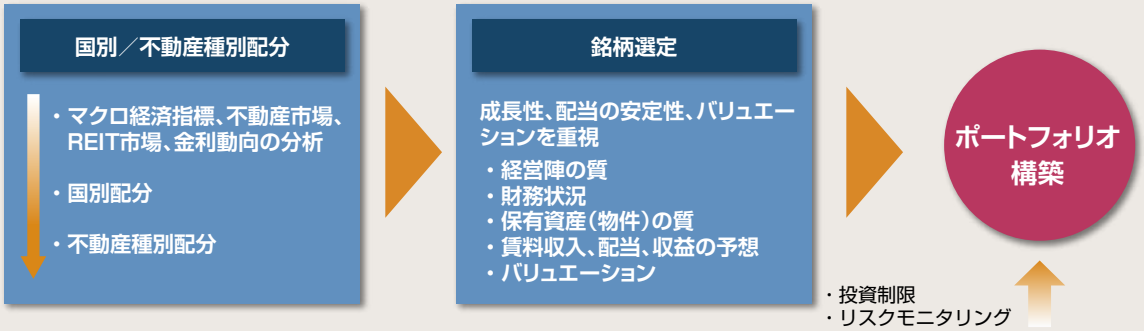
投資顧問会社	アムンディ アセットマネジメント
副投資顧問会社	アムンディ・ジャパン株式会社

国内籍投資信託

ファンド名	CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）
ファンドの形態	日本籍契約型投資信託（円建）
ファンドの特色	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

＊上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主としてリートなど値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。各ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。各ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① リートの価格変動リスク

各ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、主に欧州のリートを投資対象としています。リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格および配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リートの収益および財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。当該リートの価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 為替変動リスク

各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、各ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

③ 流動性リスク

各ファンドに対して短期間で大量の換金の申込があった場合には、各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託において、組入有価証券の売却および為替取引の解消を行いますが、リートおよび為替市場の特性から市場において十分な流動性が確保できない場合があり、その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合、あるいは当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合があります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④ 信用リスク

- 各ファンドが実質的に投資するリートや主要投資対象の外国籍投資信託が行う為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資するリートの価格の下落および為替取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- リートおよび為替取引等の取引相手方が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。その結果、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

各ファンドの繰上償還

各ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

＜毎月決算型＞

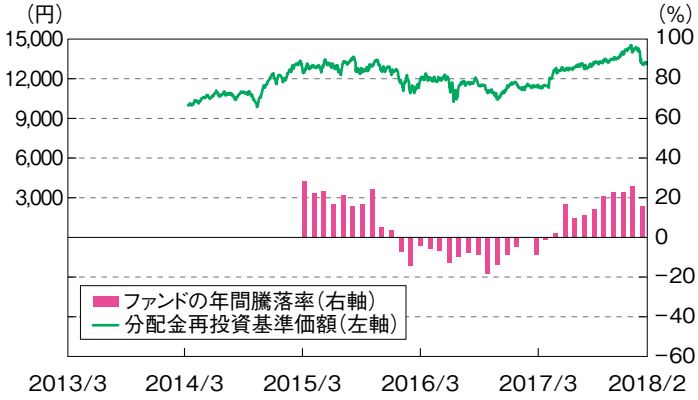

＜年2回決算型＞

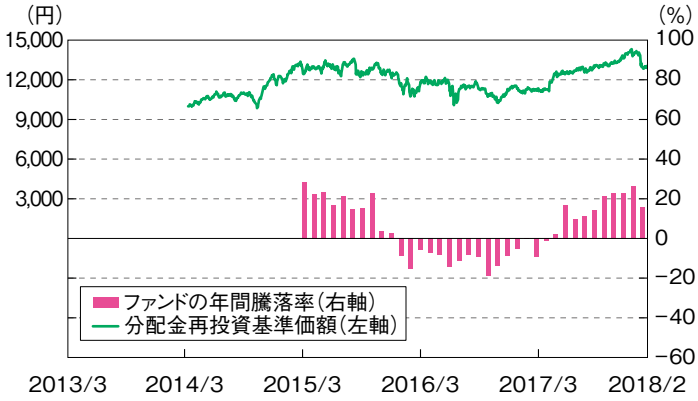

②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

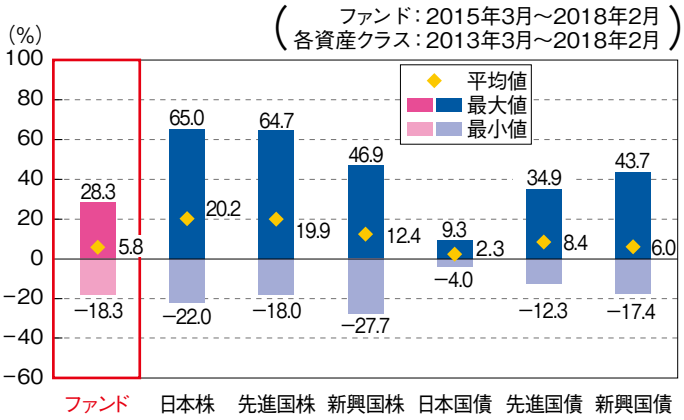

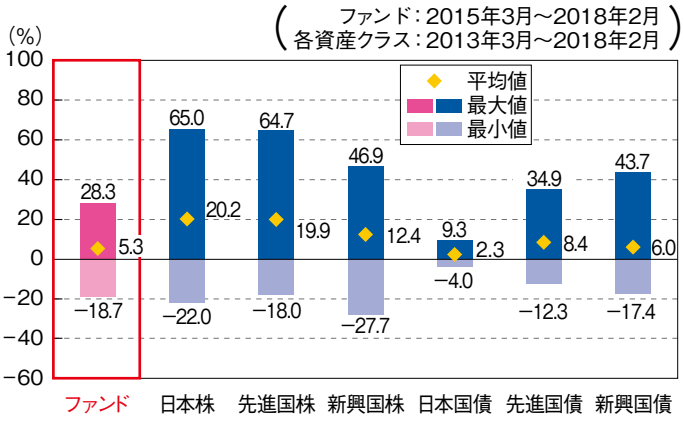

＊①の各グラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
＊②の各グラフは、ファンドについては2015年3月から2018年2月までの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2013年3月から2018年2月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
＊年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
＊②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株　東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株　MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株　MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債　NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債　FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

運用実績

2018年2月末日現在

基準価額・純資産の推移

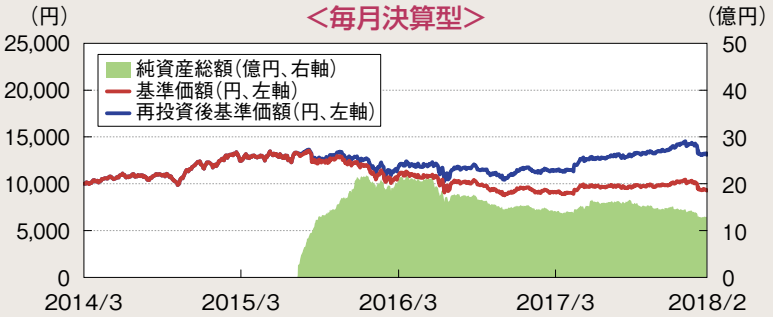

基準価額	9,254円	純資産総額	12.82億円

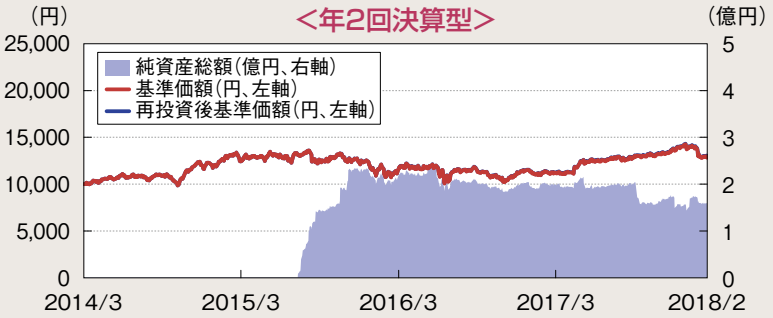

基準価額	12,825円	純資産総額	1.58億円

＊再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
＊基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
＊グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

分配の推移

＜毎月決算型＞

決算日	分配金
44期(2017年10月25日)	80円
45期(2017年11月27日)	80円
46期(2017年12月25日)	80円
47期(2018年1月25日)	80円
48期(2018年2月26日)	80円
直近1年間累計	1,160円
設定来累計	3,560円

＜年2回決算型＞

決算日	分配金
4期(2016年2月25日)	10円
5期(2016年8月25日)	10円
6期(2017年2月27日)	10円
7期(2017年8月25日)	10円
8期(2018年2月26日)	10円
設定来累計	60円

＊分配金は1万口当たり・税引前です。
＊直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

◆資産配分

内訳	比率(%)	
	毎月決算型	年2回決算型
アムンディ・インターインベスト-リート・欧州(ユーロ、I4シェアクラス)	97.69	97.84
CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	0.0008	0.006
現金等	2.30	2.15
合計	100.00	100.00

＊比率は各ファンドの純資産総額に対する割合です。
＊現金等には未払諸費用等を含みます。
＊四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

◆組入上位10銘柄（アムンディ・インターインベスト-リート・欧州）

	銘柄名	国	資産	業種	比率(%)
1	VONOVIA SE	ドイツ	株式	不動産運営会社	8.31
2	UNIBAIL RODAMCO-AMSTERDAM	フランス	リート	店舗用不動産	8.27
3	GECINA	フランス	リート	各種不動産	6.48
4	DEUTSCHE WOHNEN SE	ドイツ	株式	不動産運営会社	5.83
5	FONCIERE DES REGIONS	フランス	リート	各種不動産	5.54
6	ALSTRIA OFFICE AG	ドイツ	リート	オフィス不動産	4.25
7	ICADE	フランス	リート	各種不動産	4.16
8	KLEPIERRE	フランス	リート	店舗用不動産	4.08
9	LAND SECURITIES GRP	イギリス	リート	各種不動産	3.47
10	EUROCOMMERCIAL	オランダ	リート	店舗用不動産	2.89

＊比率は、アムンディ・インターインベスト-リート・欧州の純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移

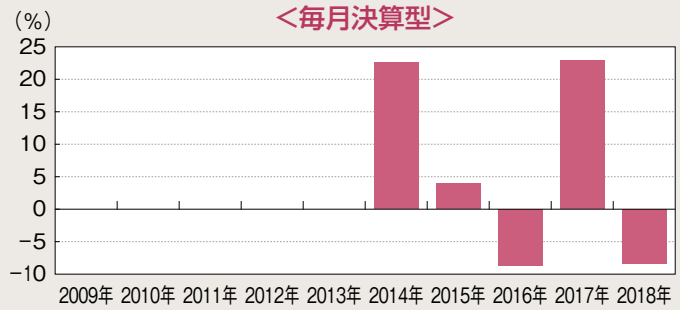

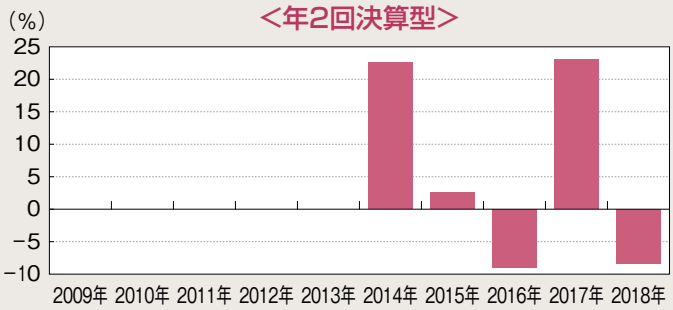

＊年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
＊ファンドにはベンチマークはありません。
＊2014年は設定日(3月14日)から年末まで、2018年は年初から2月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

◆お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合には、受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時※までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	2018年5月26日から2019年2月21日までとします。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	2019年2月25日までとします。（設定日:2014年3月14日）
繰上償還	委託会社は各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	毎月決算型：年12回決算、原則毎月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。 年2回決算型：年2回決算、原則毎年2月および8月の各25日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンドについて、3,000億円です。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
スイッチング	販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用税金がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。 料率上限(本書作成日現在)：2.7%(税抜2.5%) 役務の内容：商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用(信託報酬)	各ファンド	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.8964%(税抜0.83%)を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 [信託報酬の配分] (年率) 支払先／料率／役務の内容 委託会社／0.10%(税抜)／ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価 販売会社／0.70%(税抜)／購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 受託会社／0.03%(税抜)／ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 [支払方法] 委託会社が定める時期に、投資信託財産中から支弁します。
	投資対象とする投資信託証券	(年率) アムンディ・インターインベスト・リート・欧州(ユーロ、I4シェアクラス)：料率0.80% CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)：料率0.378%(税抜0.35%)以内 役務の内容：投資信託財産の運用・管理等の対価
	実質的な負担の上限	純資産総額に対して年率1.6964%(税込)※ ※各ファンドの信託報酬年率0.8964%(税込)に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.80%)を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。
	◆上記の運用管理費用(信託報酬)は本書作成日現在のものです。	
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税　等 ※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。	

◆各ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税　金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
◆法人の場合は上記とは異なります。
◆上記は2018年3月末現在の内容に基づいて記載しています。
◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

（当ページは目論見書の内容ではございません。）

Amundi
ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント